

和泉市広告付き庁舎案内板設置運営事業仕様書

本仕様書は、和泉市役所庁舎（庁舎本館、第1分館）において、来庁者にわかりやすい庁舎案内や周辺施設案内等の情報発信を行うとともに、新たな財源確保を目的として、広告付き庁舎案内板（以下「案内板」という。）を設置する和泉市広告付き庁舎案内板設置運営事業に関する内容を定めたものである。

本仕様書に定めのない事項については、本市と設置事業者が協議の上で決定する。

1 案内板を設置する場所

和泉市役所（和泉市府中町二丁目7番5号）

庁舎本館1階・2階エントランスホール

来庁者数：約450人／日（市民室窓口利用者1日平均）

2 案内板の設置可能場所

庁舎第1分館（和泉市府中町四丁目11番23号）

庁舎第1分館1階エントランス

来庁者数：約300人/月（検診等受診者）

※設置を提案する場合に限り、設置場所・案内板本体の規格等の詳細を提示すること。

3 設置日

令和8年3月31日に設置するものとする。

なお、現設置事業者の設置期間が令和8年3月31日までのため、現設置事業者及び市と調整の上、設置するものとする。

現設置事業者：表示灯株式会社 大阪支社（大阪市中央区備後町四丁目2番10号）

4 設置期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

5 案内板の仕様等

案内板の仕様は次のとおりとし、詳細については、市と協議の上、決定するものとする。

(1) 案内板本体の規格等

- ① 庁舎本館 1 階：高さ 2,100mm×幅 3,900 mm×奥行 150mm 程度の大きさで自立式とする。
庁舎本館 2 階：高さ 2,100mm×幅 3,100 mm×奥行 150mm 程度の大きさで自立式とする。
庁舎第 1 分館：設置を提案する場合に限り、企画等を提示すること。
- ② 案内板は、自立式とし、固定に際しては、庁舎施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の転倒に対する防止策を十分講ずること。なお、万一事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応すること。
- ③ デザインについては、周辺環境に配慮し、著しく華美なものでないこと。また、すべての機器が鋭利な突起等のない、安全に配慮した形状であること。
- ④ 庁舎案内枠（タッチパネル式）、地図枠及び広告枠（タッチパネル式含む。）で構成すること。
- ⑤ 文字の大きさや配色等について、高齢者や色覚障がい者に配慮したデザインとすること。
- ⑥ 照明の光源は、省エネ・環境に配慮すること。また、タイマー等により電照時間を自動制御できるようにするほか、手動で電源の切り替えができるようにすること。
- ⑦ モニター以外の地図・広告・庁舎案内は、インクジェットフィルム又はカラーコルトンフィルムを乳白アクリル板で挟み込む形状とするか、同程度の視認性及び表現性を発揮することができること。

(2) 庁舎案内枠

- ① タッチパネル式の案内機能を設け、目的に則した情報が容易に検索でき、フロア毎の部署名や、フロア案内図等をわかりやすく表示すること。
- ② 日本語の他に英語表記を付加するなど、多様な来庁者に配慮すること。
- ③ 組織改編など表示内容に変更が生じた場合は、随時更新すること。

(3) 地図枠

- ① 公共施設・災害時の避難場所など、本市が指定する情報をわかりやすく表示すること。
- ② 原則として、本市の全域と市役所本庁舎周辺の地図で構成すること。
- ③ 携帯電話・スマートフォンによる QR コードの読み取り等により、地図情報、公共施設、ルート案内を表示できるようにすること。
- ④ 地図の掲載内容の更新は、年 1 回以上行うこと。

(4) 広告枠

- ① 広告枠の表示面積は、庁舎案内枠及び地図枠の表示する面積の合計を超えないこと。
- ② 事業者は、広告主の募集、決定、広告の製作、掲載、広告主との調整等、民間企業等の広告に係る一切の業務を自己の負担により行うこと。
- ③ 事業者は、本市に本店、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者を優先的に掲載するように努めるものとする。
- ④ 事業者は、広告審査体制を整備するとともに、掲載する広告の表示内容については、和泉市「広報いずみ」及び「ホームページ」広告掲載要綱（以下「広告掲載要綱」という。）第3条及び第4条に定めるところによるものとし、事前に市において審査の承認を得ること。なお、広告内容に変更があった場合も同様とする。
- ⑤ 広告を募集する際、広告主に対し、本市が広告を募集しているような誤解を与えてはならない。
- ⑥ 広告の募集等の広告全般及び各広告の内容に関する問合せ先は、事業者又は広告主とし、本市の各窓口にて問合せが来ないように留意すること。
- ⑦ 本市は、広告主及び広告内容が市広告掲載要綱に適合しないと認めるとき又は広告の掲載が適当でないと認めるときは、事業者に対し、広告内容の修正若しくは広告掲載の中止を指示できるものとし、事業者は、これに従わなければならない。この場合において、本市は、事業者又は広告主に対し賠償の責を負わない。

(5) その他

- ① 設置する案内板の設置・施工に伴う必要な機器・部材は全て事業者が調達するものとする。
- ② 事業者は、案内板の設置に当たり、庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導等の支障とならないよう配慮すること。
- ③ 事業者は、案内板の設置及び撤去並びに表示内容の変更に関する作業について、市と事前に協議・調整の上、行うこと。
- ④ 事業者は、案内板の設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による市の行政財産目的外使用許可を受けなければならない。

5 案内板の維持管理等

- (1) 事業者は、案内板の定期的な点検、清掃等を行うこと。
- (2) 事業者は、案内板に故障等が発生したときは、速やかに修理、交換を行うこと。

(3) 事業者は、案内板の操作マニュアルを作成し、市に提出すること。

6 費用負担等

- (1) 本事業に係る案内板の調達、設置（配線・コンセント増設工事含む。）、維持管理（表示内容の変更、故障時の修理を含む。）及び撤去に係る費用について、事業者は、民間企業等から広告主を募集し、広告を掲載することで得られる収入により賄うものとし、当市に一切の費用負担を求めないこととする。
- (2) 事業者は、行政財産使用料について、広告枠の設置面積（表示面積）に応じ、和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則（平成 24 年和泉市規則第 9 号）別表第 3 の規定に基づく使用料（1 m²当たり年額 5,000 円）を市が指定する期日までに納付するものとする。
- (3) 事業者は、価格提案書に記載した広告掲載料（年額）を毎年度市が指定する期日までに納付するものとする。なお、設置期間が 1 年に満たない場合の広告掲載料は、月割りにより算定した額とし、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (4) 事業者は、電気使用料について、機器の消費電力をもとに市が積算した額を市が指定する期日までに納付するものとする。
- (5) 設置事業者の広告主の募集が不調に終わった場合においても、一旦納入された広告掲載料等は返還しない。

7 協定の解除等

- (1) 本市は、次のいずれかに該当したときは、催告なしに協定を解除することができる。
 - ① 事業者がこの仕様書に違反したとき。
 - ② 事業者の業務が不相当と認めたとき。
 - ③ 事業者がこの仕様書にある業務を履行できないと認めたとき。
- (2) 前号①の規定により、この協定が解除されたことにより、当市に損害が生じた場合は、生じた損害の額に応じて、賠償請求をする場合がある。
- (3) 第 1 号②及び③の規定によりこの協定が解除されたときは、事業者は、当市にその損失の補償を請求することができない。

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、本市と設置事業者の協議の上、決定すること。